

○福山市立小中学校の児童生徒に対する就学援助費支給規則

平成7年3月31日

教育委員会規則第6号

改正 平成9年9月30日教育委員会規則第7号

平成14年3月28日教育委員会規則第12号

平成19年1月26日教育委員会規則第1号

平成21年3月27日教育委員会規則第9号

平成24年12月19日教育委員会規則第7号

要保護準要保護児童生徒に対する教育費補助支給規則（昭和41年教育委員会規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 福山市立小中学校の児童生徒に対する就学援助費（以下「援助費」という。）の支給に関しては、法令、条例、規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（対象者）

第2条 対象者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている世帯の児童生徒（以下「要保護児童生徒」という。）及びこれに準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒（以下「準要保護児童生徒」という。）とする。

（認定基準）

第3条 準要保護児童生徒の認定は、児童生徒が次の各号のいずれかの場合であるときに行うものとする。

(1) 児童生徒の保護者が、当該年度において、次のいずれかの措置を受けた場合

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止をされた場合
- イ 市町村民税が非課税の場合
- ウ 市町村民税の減免を受けた場合
- エ 個人事業税の減免を受けた場合
- オ 固定資産税の減免を受けた場合
- カ 国民年金保険料の半額以上の免除を受けた場合
- キ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた場合
- ク 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けた場合
- ケ 生活福祉資金の貸付を受けた場合

(2) 前号に規定する場合以外で、次のいずれかに該当する場合

- ア 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる場合
- イ 学校納付金が滞りがちである場合
- ウ 学用品、通学用品等に不自由をしている場合
- エ 経済的理由により欠席日数が多い場合
- オ その他教育委員会が適当と認める場合

(一部改正〔平成19年教委規則1号・24年7号〕)

(種類)

第4条 援助費の種類は、次の各号に掲げるものとし、予算の範囲内でその全部又は一部について行うものとする。

- (1) 学用品費
- (2) 給食費
- (3) 修学旅行費
- (4) 学校保健安全法施行令第8条に規定する医療費
- (5) その他教育上必要と認めるもの

(一部改正〔平成14年教委規則12号・21年9号〕)

(適用除外)

第5条 要保護児童生徒については、前条第1号、第2号及び第5号の援助費は支給しない。

(一部改正〔平成14年教委規則12号〕)

(申請)

第6条 援助費の支給を受けようとする児童生徒の保護者は、所定の様式による就学援助費申請書(以下「申請書」という。)を教育委員会に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請があったときは、福山市立小中学校長(以下「学校長」という。)は、所定の様式による扶助者名簿を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(決定)

第7条 教育委員会は、前条第1項の申請を適当と認めたときは、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒を認定し、所定の様式による決定通知書により学校長及び保護者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による認定の際は、学校長の意見を求めるとともに、必要に応じて、民生委員又は福祉事務所長の意見を求めるものとする。

(一部改正〔平成9年教委規則7号〕)

(交付手続)

第8条 学校長は、前条第1項の規定による通知を受けた保護者から所定の様式による委任状を受け、原則として毎月始めに、所定の様式による就学援助費交付申請書を教育委員会に提出するものとする。

(交付方法)

第9条 援助費の交付は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないときその他援助費の支給の目的を達成するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

(完了報告)

第10条 学校長は、支給事務完了後すみやかに所定の様式による就学援助費収支決算書を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年9月30日教委規則第7号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日教委規則第12号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月26日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日教委規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月19日教委規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。